

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 濱名山手学院
②設置大学名称	関西国際大学
③担当部署	法人本部 法人事務局
④問合せ先	honbu@kuins.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026年1月26日
⑥点検結果の公表日	2026年3月17日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kuins.ac.jp/about/disclosure/kuis_information.html
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
<p>建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示</p>	<p>2020年4月に、関西国際大学の旧設置法人である学校法人濱名学院と学校法人神戸山手学園が法人合併を行い、これを機に、両法人の創設の理念である「建学の精神」を尊重しつつ、それらを包含する学校法人濱名山手学院の教育機関としてのありたい姿を示す教育ミッションを「他者を尊重しつつ、主体的・能動的に自らの人生を切り拓き、3つのC（Communication;情報収集,意見調整,発信、Consideration;熟考,考慮,思いやり、Commitment;参画,貢献）を実行できる人間を世界に送り出すこと」と定め、大学のウェブサイトを通じて公表するとともに、「関西国際大学学則」に上記教育ミッションに基づき、「グローバルな視野に立った教養と専門的知識・技術を修得し、安全な社会やコミュニティづくりに向けて総合的に活用できる人材を育成すること」を大学の目的として定めている。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/info/mission.html</p>
実施項目 1－1②	説明
<p>「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化</p>	<p>本学では、学部学科・研究科ごとに「卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー；DP）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー；CP）」、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー；AP）」を定め、大学のホームページ、履修要項に明記することにより、学生及び受験生等に明示している。また、学部学科ではCPに基づき学修した活動履歴及びその成果を学修ポートフォリオに蓄積し、学年ごとにそれを要約した「KUISs 学びのショーケース」を作成している。さらに、DPに掲げる教育目標の達成状況を確認するため、KUISs 学修ベンチマークを設定し、それに照らして定期的に学生自ら目標を立て、達成状況を確認している。</p> <p>上記3つのポリシーを実質化するため、「関西国際大学内部質保証推進に関する指針」及び「関西国際大学学修・教育目標の評価に関する規程」に則り自己点検・評価活動を実施している。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/info/3policy.html https://www.kuins.ac.jp/about/info/target.html</p>
実施項目 1－1③	説明
<p>教学組織の権限と役割の明確化</p>	<p>本学では、学長が大学の校務をつかさどり、教職員を統督し、大学を代表する責務を負うものと位置づけている。</p> <p>学長の補佐体制として、副学長、学長補佐及び学長特別補</p>

	<p>佐を置き、副学長は学長を補佐し重要事項を処理し、学長補佐は特命事項を担当する。また、学長特別補佐は、学外の視点が有効と判断される特命事項について対応し、学長に意見を具申する役割を担っている。さらに、学部長及び大学院研究科委員長は学長の命を受け、当該学部又は研究科の教育・研究その他の事項を総括し、所属教員を指揮監督する。</p> <p>また、「関西国際大学学則」及び「関西国際大学大学院学則」により、学長が全学的な意思決定を行うにあたり、その審議機関として「大学協議会」、「教授会」及び「大学院研究科委員会」を置き、その審議を踏まえ、教育研究を中心とする全学的事項について学長が最終的な意思決定を行う体制を整えている。なお、「教授会」及び「大学院研究科委員会」は、学部学生又は大学院生の入学、卒業及び課程修了、学位授与並びにその他教育・研究に関する重要事項について審議し、意見を述べる機関として位置づけている。</p> <p>このように本学では、学長の権限と責任を明確にするとともに、大学協議会及び教授会の審議機能を適切に位置づけ、教学組織全体としての権限と役割の明確化を図っている。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/info/regulations.html</p>
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	<p>本学では、大学協議会、執行部会議、常務会などの重要な会議においては、事務局長及び各事務部門の部長が出席し、教員と職員（事務局）が連携・協力のもと大学運営を行っている。また教学組織において各センターがあり、このセンターは教員のセンター長とそのセンターの担当事務局において業務が遂行されるなど、教職協働に取り組んでいる。</p>
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	<p>本学では、毎年度、全教職員を対象として年間3回のPD（Professional Development）研修会を実施している。PD研修会では、大学全体に関わる重要課題をテーマに設定し、学長による講演、IRデータに基づく現状分析と課題の共有、グループワーク等を組み合わせ、1回につき1日または2日間をかけて実施している。これにより、大学の方向性や戦略について全教職員の共通理解を図り、組織的な取組として推進している。</p> <p>また、主に事務職員を対象としたSD（Staff Development）として、近年重要性が高まっているテーマに基づく研修を実施しており、ハラスメント対応に関する電話応対研修や、生成AIの活用に関する研修会等を行っている。さらに、本学が加盟する一般社団法人学修評価・教育開発協議会が企画する講演会等にもSDとして参加し、職員の資質・能力の向上に努めている。</p>

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 – 2①	説明
<p>中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定</p>	<p>本法人は、2022年3月に、2030年度までに実現をめざす学校法人濱名山手学院の姿と、その実現のために取り組むべき指針や具体案を示した「学校法人濱名山手学院長期計画」を策定している。その長期計画において、2021年度から2024年度までの4年間を「第1次中期計画期間（基礎整備期間）」、2025年度から2027年度までの3年間を「第2次中期計画期間（本格実施期間）」、2028年度から2030年度までの3年間を「第3次中期計画期間（集大成期間）」として位置付けている。第1次中期計画及び第2次中期計画は、評議員会に意見を聴き、理事会の審議を踏まえて学校園ごとに策定し、それに基づいて実施している。 https://www.kuins.ac.jp/about/disclosure/action_plan.html</p>
実施項目 1 – 2②	説明
<p>計画実現のための進捗管理</p>	<p>本学における中期計画は、10の戦略的な目標領域を設け、3年後に達成すべき目標についてKGI(Key Goal Indicator)を設定している。学部学科及びセンター等(以下、「各部局等」)は、中期計画に基づくKGIの達成に向けた事業計画を毎年作成し、KGIの実績値を確認しながら推進している。 また、全教職員を対象とした事業計画報告会・説明会を実施して各部局の取り組みとその進捗状況を共有するとともに、各部局の年度ごとの進捗状況については評価センター（内部質保証委員会）が把握管理し、これらの結果は自己評価報告書として、大学のウェブサイトを通じて公表している。 https://www.kuins.ac.jp/about/disclosure/hyoka.html</p>

原則 2 – 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 – 1①	説明
<p>社会の要請に応える人材の育成</p>	<p>本学のDP(ディプロマ・ポリシー)に掲げる教育目標の達成状況を確認するために設定した「KUISs 学修ベンチマーク」は、社会から求められている能力を明示しており、それらの能力を身につけるために策定したCP(カリキュラム・ポリシー)に基づき、グローバルスタディ、サービ斯拉ーニング、コーオプ・プログラム及び各専門分野の実習等の経験学習やPBL(Project Based Learning)などの教育方法の工夫により社会の要請に応える力を着実に修得できる教育を行っている。 その達成状況を定期的に確認することに加えて、学修履歴及びその成果を可視化する「KUISs 学びのショーケース」を通じて、大学での学びを実社会に示す仕組みを整えている。</p>

	<p>これらの取組を通じ、実社会とつながる教育の仕組みのもと、社会の要請に応える人材育成を推進している。</p> <p>また、社会人の生涯学習および地域への大学開放の一環として、教育・福祉分野を中心とした各種公開講座を実施しているほか、科目等履修制度、幼稚園教諭免許法認定講習、大学院履修証明プログラムを設け、個々の学習ニーズに応じた多様な学修機会を用意している。さらに、社会人を対象とした特別入試区分を設けるとともに、大学院人間行動学研究科臨床教育学専攻においては長期履修制度を導入し、社会人が学びやすい環境を整備している。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/society/manabi/ https://www.kuins.ac.jp/about/info/target.html https://www.kuins.ac.jp/admission/guide/</p>
<p>実施項目 2-1 ②</p>	<p>説明</p>
<p>社会貢献・地域連携の推進</p>	<p>本学では、学生が地域社会に存在する生活課題や社会問題の解決に向けた取組に参画し、多様な社会的・文化的背景をもつ人々と協働する体験を得る「サービ斯拉ーニング」を実施している。本学のサービ斯拉ーニングは、学生の主体的な学修機会の創出にとどまらず、地域が抱える課題の把握や解決に向けた実践的な取組として位置づけられており、地域社会への貢献を伴う教育活動として展開している。</p> <p>2025 年度においては、SDGs の各指標と関連づけた 50 のサービ斯拉ーニング・プログラムを開講し、延べ 635 名の学生が参加した。これらのプログラムでは、地域住民や自治体、関係団体等と連携しながら活動を行い、学生が地域課題の解決過程に参画することで、地域における課題対応の一助となっている。また、本学は兵庫県、三木市、尼崎市、丹波市、養父市、神戸市、南あわじ市と連携協定を締結しており、これらの自治体との連携を基盤として、教育・社会貢献活動の充実を図っている。</p> <p>また、本学は、大学都市神戸産官学プラットフォームに参画し、大学・企業・行政が連携する枠組みのもと、地域課題の解決及び人材育成に資する取組を推進している。同プラットフォームは、大学・企業・行政が共創することで地域課題の解決や人材育成を推進することを目的としており、本学もその一員として活動し、地域社会への貢献と連携強化を図っている。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/society/ https://www.kuins.ac.jp/experience/si/ https://kobeplatform.or.jp/about/</p>

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2 – 2①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>本学では、多様な背景を有する学生を支援するため学生センターにインクルーシブ支援部門及び学生相談部門を設置し、障がい等のある学生の合理的配慮について、適切に取り組んでいる。また、留学生の学修及び生活の支援については、グローバル教育センター留学生支援部門が担い、多様な学生の受け入れを行っている。教職員の採用に当たっては人事部人財育成課が担い、外国籍の教職員も積極的に採用している。また、全教職員が参加して行う PD (Professional Development) 研修会において本テーマを取り扱い、理解を深めている。</p>
実施項目 2 – 2②	説明
役員等への女性登用の配慮	<p>本法人における役員等への女性の登用状況については、理事 9 名のうち 1 名、評議員 12 名のうち 5 名が就任している。また、大学における主な役職への女性の登用状況については、副学長 3 名のうち 1 名、学部長 7 名のうち 2 名、部長職 9 名のうち 2 名が就任している。</p> <p>このように、本法人及び本学では役員及び評議員の構成において、女性の参画を確保している。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/disclosure/officerlist.html</p>

原則 3 – 1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3 – 1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>本法人における理事の資格及び構成については、「私立学校法第 31 条」に規定される資格及び構成に関する要件を遵守することを、「学校法人濱名山手学院寄附行為」（以下「寄附行為」という）において明確に定めている。また、理事の選任にあたっては、法人内に理事の選任機関として「理事・評議員選任委員会」を設置し、「学校法人濱名山手学院理事・評議員選任委員会運営規程」に基づき、公正かつ適切な手続きを経て理事を選任している。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/disclosure/kuis_information.html</p>
実施項目 3 – 1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<p>本法人では、「寄附行為」において理事の職務を定めており、「学校法人濱名山手学院寄附行為施行細則」（以下「寄附行為施行細則」という）及び「学校法人濱名山手学院理事会運営規程」において理事会の決議事項と運営等について定め、それらに基づき理事会を定期的開催している。評議員会の運営については「寄附行為施行細則」及び「学校法人濱名山手学院評議員会運営規程」（以下「評議員会運営規程」という）で定めている。</p>

	<p>「寄附行為」に、理事会が決定をするときに、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項を定め、また、評議員会には理事長、専務理事、常務理事が出席し、議案の説明や質疑応答に対応することにより、理事会と評議員会との良好な関係を築き協働体制を確立している。また大学協議会及び教授会において、理事会承認事項を報告し、教学組織と共有を図っている。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/disclosure/kuis_information.html</p>
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	<p>理事への本学に関する情報提供として事業計画説明会及び報告会、年頭式等の大学の行事を案内し、参加の機会を提供している。また、学校法人の適切な運営に求められる知識の向上、習得については、必要に応じ学外研修等に参加できるようにしている。</p> <p>さらに、最近の教育動向・教育政策については、理事長より理事会等を通じて情報提供がなされている。</p>

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>監事の選任基準としての資格、職務等に関する事項及び評議員会の決議によって選任することを「寄附行為」に定めている。</p> <p>また、会計監査人についても、選任、解任、職務等に関する事項及び評議員会の決議によって選任することを「寄附行為」に定めている。</p> <p>監事は、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとしている。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/disclosure/kuis_information.html</p>
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<p>監事の責務及び監事による監査について「学校法人濱名山手学院監事の職務等に関する規程」で定め、内部監査室との連携、会計監査人との連携について規定している。</p> <p>また、「学校法人濱名山手学院内部監査規程」においても監事及び会計監査人の監査業務と連携することが定められている。内部監査室で監査した事項及び会計監査人が監査した事項については、監事を中心とした三様監査を開催して協議し、管理運営に関する指摘事項及び業務改善に必要な事項をリスク管理上必要な点を含めて確認を行い、理事長に報告している（年2回）。</p>
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修	<p>監事への本学に関する情報提供として事業計画説明会及び報告会、年頭式等の大学の行事を案内し、参加の機会を提供している。また、学校法人の適切な運営に求められる知識の向上、習得については、必</p>

機会の充 実	要に応じ学外研修等に参加できるようにしている。 さらに、最近の教育動向・教育政策については、理事長より理事会等を通じて情報提供がなされている。
-----------	--

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目	説明
3-3①	
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>本法人における評議員の選任は、「寄附行為」に定めた資格と人数に基づき、「理事・評議員選任委員会」において行っている。具体的には、評議員は次の構成により選任するものとしている。</p> <p>(1) 本法人の職員のうちから、選任委員会において選任した者 3名 (2) 本法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、選任委員会において選任した者 2名 (3) 学識経験者のうちから、「理事・評議員選任委員会」において選任した者 6名以上7名以内</p> <p>また、評議員の選任にあたっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮することとしており、多様な立場や視点が評議員会に反映されるよう努めている。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/disclosure/kuis_information.html</p>
実施項目	説明
3-3②	
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	<p>本法人では、評議員会の運営について具体的に定めた「評議員会運営規程」を整備し、理事会の運営とは明確に区分した体制のもとで、評議員会を運営している。</p> <p>また、理事会が決定をするときに、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項を「寄附行為」に定めている。評議員会には理事長、専務理事、常務理事が出席し、議案の説明や質疑応答に対応している。このように、理事会との役割分担及び連携関係を明確化することにより、両者の協働による適切な法人運営体制を構築している。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/disclosure/kuis_information.html</p>
実施項目	説明
3-3③	
評議員への情報提供・研修機会の充実	<p>評議員への本学に関する情報提供として事業計画説明会及び報告会、年頭式等の大学の行事を案内し、参加の機会を提供している。また、学校法人の適切な運営に求められる知識の向上、習得については、必要に応じ学外研修等に参加できるようにしている。</p> <p>さらに、最近の教育動向・教育政策については、理事長より評議員会等を通じて情報提供がなされている。</p>

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目	説明
3-4①	
危機管理マニュアルの	本法人では、「学校法人濱名山手学院リスク管理規

整備及び事業継続計画の策定・活用	<p>程」において、理事長を法人における危機管理統括者とし、危機管理対策を推進すること及び危機事象が発生した際の危機対策本部の設置などを定めている。大学においては、「関西国際大学危機管理委員会規程」に従い、危機管理対策の基本方針の策定と危機管理に関する必要な事項を決めており、「危機管理マニュアル」「火災対応マニュアル」「災害対応マニュアル」等の各種マニュアルを作成し、危機事象への対応に備えている。</p> <p>また、危機対策本部は危機事象への対応と、その後の復旧に関しても携わり、事業の継続を図ることとしている。</p>
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	<p>本法人では、「学校法人濱名山手学院内部統制システム整備の基本方針」を制定し、コンプライアンスに関する管理体制について明記している。また、「学校法人濱名山手学院コンプライアンス推進規程」を定め、役員等及び職員が、法令、「寄附行為」ならびに法人の諸規程を遵守し、適正かつ公正に職務を遂行するための基本的な枠組みを整備している。同規程においては、法人におけるコンプライアンス推進の最高責任者を理事長と定め、理事長のもとで、法令遵守体制の整備及び運用を行う体制を構築している。また同規程において、法人のコンプライアンスに関して相談または通報する窓口についても定めている。</p>

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	<p>本学に求められる社会的説明責任を果たすことを通じ、公正かつ透明性の高い運営の実現を目的として「関西国際大学情報公開規程」を定め、公開に関して必要な事項を定めている。大学のウェブサイトの「教育情報の公表」「財務情報」のページにおいて、「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」に定められた情報のほか、自己点検・評価、公的研究費の管理・監査体制など大学の判断により情報を公開している。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp/about/</p>
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	<p>本学のホームページは「大学概要」「学部・大学院」「就職・学修支援」「国際交流・海外プログラム」「学生生活」「公開講座・社会連携・高大連携」「受験生・入試情報」など、大学を機能別に紹介するサイトとともに、「受験生の方」「留学生の方」「企業の方」「卒業生の方」</p>

	<p>「ご家族・保証人の方」と、ステークホルダー別のアイコンを作成し、必要な情報にすぐ誘導できるよう工夫をしている。また、外国人の方向けに、英語サイトのほか中国語とベトナム語による簡易な本学の紹介ページを作成している。</p> <p>公表情報はなるべく分かりやすく簡潔な文章にするよう心掛け、また、映像により理解が進むよう、各種 SNS も活用している。</p> <p>また、2026 年 1 月より、ご家族・保証人の方宛に毎月「ニューズレター」を送付し、本学の取り組み、参加可能なイベントや行事などを広報するとともに大学のホームページでも社会に向けて広く公開する。</p> <p>https://www.kuins.ac.jp</p>
--	--

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明